

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時

平成22年6月3日（木）

午後2時から午後3時15分まで

2 場所

愛知県自治センター 5階 研修室

3 議事

- (1) 都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

成瀬会長、武田部会長、岡村委員、岡本委員、北田委員、芹沢委員、大東委員、竹中委員、谷村委員、永瀬委員、那須委員、朴委員、長谷川委員、廣嶋委員、松尾委員、山澤委員、吉村委員
(以上17名)

(2) 事務局（愛知県）

（環境部）西川部長、伊藤技監

（環境活動推進課）打田課長、近藤主幹、伊藤主任主査、高橋主査、後藤技師、村田技師

（大気環境課）松尾主査、川口技師、神戸技師

（水地盤環境課）加納技師

（自然環境課）小川主査

（資源循環推進課）戸田主査

(3) 都市計画決定権者（愛知県）

（都市計画課）津坂主任主査、山田主査、村井主事

5 傍聴人等

傍聴人10名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書について

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が、大東委員と竹中委員を指名した。
- ・ 資料1（都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に関する関係市長意見（常滑市長意見、東海市長意見、知多市長意見））について事務局から説明があった。
- ・ 資料2（都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に関する部会報告）について武田部会長から説明があった。

<質疑応答>

【朴 委 員】 部会報告について、特に意見はない。関係市長意見について、常滑市長意見と東海市長意見がほとんど同じである。関係市長として、よく検討した上で意見を述べていただきたい。

【事 務 局】 方法書に対する意見ということで、調査、予測及び評価結果が出ていないことから、関係市長として具体的な意見を出しにくかったのかもしれない。関係市へは、審査会での意見を伝える。

今後、準備書に対する意見を聴取する際には、十分検討されるよう伝える。

【芹 沢 委 員】 市長意見については、特に意見がないので、一般的な内容を指摘しているのではないか。意見がないのであれば、意見なしとして回答すればよい。

【成 瀬 会 長】 各市長は、現時点で考えられる内容を指摘したものである。準備書では、具体的な調査、予測及び評価結果が出るので、関係市長意見も様々な意見が出るのではないか。

【大 東 委 員】 資料2の部会報告の「5 土壌」では、汚染された土壌が混入しないようにという指摘がなされている一方、「8 廃棄物等」では残土の有効利用を図るよう指摘をしている。2つの指摘に矛盾が生じる場合がある。住民意見でも、埋まっている廃棄物が掘り起こされることを心配する意見が出ており、掘削土の適切な処理は必要である。

【事 務 局】 南部区間は、高架・盛土構造が主体であり、外部から持ち込まれる盛土材が使用される場合が多いと考えられる。

「5 土壌」の意見は、外部から持ち込む盛土材に汚染された土壌等が混入しないよう求める趣旨である。

一方、方法書に記載されている事業計画策定時における環境配慮事項では、建設工事により発生する残土を移動する場合は適切に処理処分することが明記されており、掘削土については適切に処理されると考える。

【大東委員】 現時点では事業計画が具体化されていない。今後、計画が具体化し、新たな環境への影響が見込まれた場合は、全般的事項1(4)の意見により適切に対応されたい。また、ふっ素、ほう素だけではなく、有機塩素化合物の使用工場があると地下水汚染の可能性もあるので、留意されたい。

【岡本委員】 事業の必要性や是非については都市計画の手続きで議論されるというのは理解したが、環境影響評価の審査で、こういった意見を述べることができるのかを伺いたい。例えば、事業が行われることで環境が悪くなるという予測結果が出ているのであれば、事業計画の見直しであるとか事業を実施しない方がよいのではないかという助言をすることはできないのか。

【事務局】 環境影響ができる限り低減されるような事業計画を検討することが重要であり、事業計画策定時に環境への配慮を適切に行うよう部会報告で指摘しているところである。

現在の手続きは方法書の段階であり、予測評価結果は出していない。準備書において、事業の実施により環境への影響が大きいという予測評価の結果が出てくれば、その環境への影響に対する都市計画決定権者の対応を求める意見を述べることになる。計画決定の是非については、こうした意見を受けた都市計画決定権者が、計画を見直しすることも含め、検討することとなる。

【大東委員】 3月の審査会の参考資料で、環境影響評価法の見直しに係る情報提供があったが、愛知県では戦略的環境アセスメントについて、どう取り組んでいくのか。

【事務局】 本県では、これまで庁内検討会で戦略的環境アセスメントに関する情報収集等を行ってきたところである。なお、現在開催されている通常国会において、戦略的環境アセスメントを含む環境影響評価法の改正法案の審議がなされて

いるところである。法改正の動向も踏まえ、愛知県環境影響評価条例の見直しの検討をしていく必要がある。戦略的環境アセスメントについても条例の見直しの中で検討していきたい。

【朴 委 員】 我が国では、温室効果ガス排出量に占める運輸部門の割合が高く、本事業において温室効果ガスへの配慮を求めているのは良いと思う。方法書では、温室効果ガスが環境影響評価項目とされていないが、評価項目とすることを求めているのか、評価項目とはせず参考資料として温室効果ガスの排出量の把握を求めているのかどちらなのか。

【事 務 局】 環境省が、平成 19 年に道路建設事業に係る温室効果ガス排出量の算定ガイドラインを出しているが、このガイドラインは正式なものではなく素案の段階である。また、先頃、高速道路無料化に伴う温室効果ガス排出量について、環境省と国土交通省が試算した結果が公表されたが、環境省の試算では温室効果ガス排出量が増加するのに対し国土交通省の試算では減少するとしており、両省の試算が逆の結果となった。

道路建設事業に伴う温室効果ガスの排出量に係る予測手法等は、現時点では整理されているとは言い難く、温室効果ガスを環境影響評価項目として取り扱うのは難しい。

今後、予測手法の整理がなされれば、全般的事項 1 (4) で指摘したように、必要に応じて選定された項目や手法の見直しがなされることとなる。

【長谷川委員】 参考資料で、住民意見の概要が示されているが、これら意見への答えはいつ、どのように示すのか。また、方法書の縦覧がインターネットで行われていない。住民は、窓口まで方法書を見に行かなければならず負担である。

【事 務 局】 環境影響評価法の規定により、方法書に対する住民意見の概要及び知事意見並びにこれら意見に対する都市計画決定権者の見解は、準備書に記載することとなっている。

環境影響評価図書の縦覧がインターネットで行われていないことにより、縦覧できる人が限られ、案件によっては住民意見の数が少ないといった指摘が全国的にある。こうしたことから、電子縦覧の手続きの義務化が、環境影響評

価法の改正法案に盛り込まれ、現在開催されている通常国会で審議がなされている。

【竹中委員】 水の濁りの現地調査が、毎月1回の12回ということになっているが、濁水の発生は降雨の状況とも関係があり、降雨時の状況も把握した方がよいのではないか。

【事務局】 方法書では、毎月1回の12回と、降雨時には3回程度、現地調査を行うこととされている。

【竹中委員】 工事の内容や降雨の状況により、濁水の発生状況は変わってくる。3回調査することで十分状況は把握されるのか。

【事務局】 通常は、降雨時の現地調査は複数回行うこととされており、本事業では3回程度行う計画となっている。工事工程、降雨の状況を考慮し、濁水の状況を的確に把握できる降雨時の調査計画を立てるよう、都市計画決定権者に伝える。

【谷村委員】 自宅の近くに道路が整備されたが、都市計画道路の計画が公表されてから、完成まで長い年月がかかった。その間に土地を売って引っ越した人がいる。本事業においても、道路事業に伴い引っ越す人が相次ぐと、地域のコミュニティが崩壊する可能性がある。環境影響評価では、こういった住民の生活環境、コミュニティへの影響をどう取り扱うのか。

【事務局】 環境影響評価では、住民に対する大気汚染、騒音といった環境上の影響については評価するが、地域のコミュニティへの影響といった社会的影響については評価するものではない。

なお、本事業では、完成した道路を走行する自動車から発生する騒音等の影響を低減するため、住宅地や既存の集落をできるだけ避けるよう配慮した上で概略計画が策定されている。また今後、詳細の道路位置の決定をする段階でも、同様の配慮がなされるものと考えている。

【谷村委員】 自宅が道路建設予定地にかかる人が、本事業をどう考えているのか意見を聴いた方がよい。

【成瀬会長】 ご指摘の内容は、環境影響評価というより、都市計画の手続きの中で検討されるものと考えます。

【成瀬会長】 この部会報告について、特段、修正を要する意見等もないようなので、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(異議なしの声)

【成瀬会長】 それでは、この部会報告をそのまま審査会から知事への答申としたい。

- ・ 資料2の「都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に関する部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙の写しのとおり答申した。

イ その他

- ・ 事務局から特にない旨の発言があった。

(3) 閉会